

この旅行条件は、株式会社ジョージハウスジャパンが企画・実施する旅行に適用となります。

申し込みの際は、この旅行条件を十分お読み下さい。

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款募集型企画旅行の部により
ます。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

1.募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社ジョージハウスジャパン(大阪府大阪市北区中崎 3-5-14 2F 観光庁長官登録旅行業第1416号・一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員 以下「当社」とい
う)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画
旅行契約(以下「契約」とい)を締結することになります。また契約の内容・条件は、各コースご
とに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする「旅行日程表」と称する確定
書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」とい)によります。

2.旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当社にて、必要事項をお申し出の上、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みい
たできます。当社業務の都合上、所定の旅行申込書(以下「申込書」とい)に所定事項をご記
入いただく場合もございます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一
部又は全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受
領した時に成立するものといたします。

旅行代金(お1人様)	申込金
10万円未満	旅行代金の20%以上旅行代金まで
10万円以上15万円未満	2万円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	3万円以上旅行代金まで
30万円以上50万円未満	5万円以上旅行代金まで
50万円以上	10万円以上旅行代金まで

(2)当社は電話、郵便、ファクシミリ、電子メール、インターネットその他の通信手段による契約
の予約を受付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾
の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしてい
たできます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったも
のとして取り扱います。

(3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、
また、郵便、ファクシミリ、電子メール、インターネット等でお申し込みの場合は、申込金のお支
払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、
電話、郵便、ファクシミリ電子メール、インターネットその他の通信手段でお申込の場合であ
っても、通信契約によって契約を成立させるときは、第22項(3)の定めにより契約が成立します。

(4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込
みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなしま
す。

(5)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又
は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あら
かじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(8)お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場
合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことが
ございます(以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます)。この場合、お客様をウェイテ
ィングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当
社は申込金を申し受けます(ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません)。
ただし、「当社が予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除の
お申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」
は、当社は当該申込金を全額払い戻します。

(9)本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を
行ったときに成立するものとします。

3.申込み条件

(1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件と
させていただきます。

(2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年
令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りす
る場合があります。

(3)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場
合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害を
おもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下
さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出
に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせてい
たきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情
や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同
行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又は
ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があり
ます。

(5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする
状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせ
ていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担になります。

(6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で
お受けする場合があります。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある
と当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4.契約書面と最終旅行日程のお渡し

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の
旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパ
ンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送
機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前
日までにお渡します。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力
しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日
の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)た
だし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開
始日当日にお渡しすることがあります。

5.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支
払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申
し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、
当社とお客様が第22項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が当社の
提携する提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社の
カードよりお客様の署名無くて旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます)
や第14項に規定する取消料・違約料、第8項に規定されている追加料金及び第13項記載
の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様
からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6.旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の1.の「取消料」、第14項(1)の2.の「ア
の「違約料」、及び第21項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパ
ンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金」として表示した金額プラス「追加代金
として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

7.旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運
送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び
一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるもの)に限ります。】を含みません。また、
等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します)
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客
様負担」と表記してある場合を除きます)
- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記
載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6)航空機による手荷物の運搬料金

お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内
が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ね
ください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送手続
を代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合があります。)

(7)現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)

但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運
搬していただく場合があります。

(8)添乗員同行コースの同行費用

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

(9)燃料サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ

該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追
加徴収及び返金はいたしません。

8.旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(9)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2)各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等、
および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分
- (3)クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲
食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)
- (5)ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (6)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)
※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を
追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。(前項(9)のコースの燃油サーチャージ
は除きます)

(7)第7項(4)で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊の税・サービス料金

(8)日本国内の空港施設使用料

(9)日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日
の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(10)旅行日程中の空港税等(ただし、空港税等を含んでいることを当社がホームページで明
示したコースを除きます。)

9.追加代金と割引代金

(1)第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含
めて表示した場合を除きます)

- ①お1人部屋を使用される場合の追加代金
- ②パンフレット等で当社が「グレードアップ」和称するホテル又は部屋タイプのグレードア
ップのための追加代金
- ③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金
- ④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- ⑤パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運
賃差額
- ⑥国内線特別代金プラン
- ⑦その他パンフレット等で「×××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、
航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等)

(2) 第 6 項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます)

1. パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1 つの部屋に 3 人以上が宿泊することを条件に設定した 1 人あたりの割引代金
2. その他パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの

10. 渡航手続、旅券・査証について

(1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

(2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第 11 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として 10,500 円(消費税込)をいただきます(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① お客様の解除権

ア. お客様は次表に記載した取消料(おひとりにつき)をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

注) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約、及び旅行日程中に 3 泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(日本発着時に船舶を利用するコースを除く)の場合は、各パンフレットまたはコースページに明示している金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降～31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10% (10 万円を上限)	無 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降～15 日目にあたる日まで	旅行代金が 50 万円以上……………10 万円 旅行代金が 30 万円以上 50 万円未満…5 万円 旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満…3 万円 旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満…2 万円 旅行代金が 10 万円未満……………旅行代金の 20%	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日以降～3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の 50%	
旅行開始日当日	旅行代金の 100%	

- イ. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 22 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
 - b. 第 12 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社がおお客様に対し、第 4 項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

ウ. 当社は本項(1)の①のアにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の①のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。

エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取り消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。

オ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収受します。

カ. 当社の責任と認められない各種ローンの取扱い及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

② 当社の解除権

ア. お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の 1.のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- i. 上記 h の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の①のエに拠ります。)
- j. 上記 h の一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたとき。

ウ. 当社は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(1)の 2.のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しをいたします。

(2) 旅行開始後の解除

① お客様の解除・払い戻し

ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

ウ. 本項(2)の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

② 当社の解除・払い戻し

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- e. 上記 d の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

イ. 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の 2.のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しをいたします。

ウ. 本項(2)の②のアの a、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ. 当社が本項(2)の②のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とおお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

15. 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は、第 12 項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合又は「前 14 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに

記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2) 本項(1)の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17. 添乗員

- 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。
- 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

18. 当社の責任

- 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)といたします。
- 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

19. 特別補償

- 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円を上限)・入院見舞金(4万円～40万円)及び通院見舞金(2万円～10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

20. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けま
- お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

21. 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③で規定する変更を除きます。)は、第6項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。
- 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体

- 第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

- 注2:⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。
- 注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
- 注4:④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注5:③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。
- 注6:④運送機関の会社名の変更、7.宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
- 注7:④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

22. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。)

- 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- 申し込みに際して、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- 通信契約による旅行契約が、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立します。
- 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14項(1)の①アの取消料と同額の違約料を申し受けま

23. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客さまにはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客さまご自身で海外安全ホームページをご確認いただくようお勧めいたします。

24. 保険衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」：

<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

25. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報のお取り扱いについて

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか、当社及び販売店では、1) 当社、販売店及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。3) アンケートのお願い。4) 特典サービスの提供。5) 統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2) 当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる(又は応じられない旨の回答をする) 目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。

(3) 当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。

(4) 当社は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(5) 当社は、旅行先でのお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを運送業者や土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込み時にお申し出ください。

(6) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただくことがあります。当社の企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。

(7) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、その旨当社までお申し出ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

28. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産物店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4) こども代金は、旅行開始日当日を基準に満 2 才以上～12 才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 才未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。

(5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所から、海外での解散場所で解散するまでとなります。

(6) 日本国内の空港等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。

(7) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第 18 項(1)及び第 21 項(1)の責任を負いません。

(8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、第 13 項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第 14 項の当社所定の取消料をいただきます。